

クラウドサービス（kintone 等）を 活用した業務用アプリの開発支援 業務仕様書

令和5年4月

兵庫県企画部デジタル改革課

目次

第1	基本事項	4
1	事業内容	4
(1)	調達目的	4
2	調達内容	4
(1)	調達件名	4
(2)	履行期間	4
(3)	調達の範囲	4
(4)	予定数量	4
(5)	調達要件	5
(6)	実施体制	6
(7)	調達方法	6
(8)	概略スケジュール	6
(9)	納入成果物	7
(10)	納入場所	8
3	留意事項	8
(1)	秘密保持及び情報セキュリティ対策	8
(2)	知的財産権の取扱い	8
(3)	契約不適合責任	9
(4)	再委託の禁止	9
(5)	疑義の解釈	9

用語の定義

この調達仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
県	兵庫県
kintone 等	サイボウズ株式会社が提供するクラウドサービス「kintone」及び連携サービスをいう。
連携サービス	トヨクモ株式会社が提供する連携サービスをいう。 主な連携サービスは、次の通りである。 <ul style="list-style-type: none">・フォームブリッジ・プリントクリエイター・kMailer・kViewer
職員	県職員

第1 基本事項

1 事業内容

(1) 調達目的

県では、利用者視点のサービス提供や業務プロセス改革による業務効率化を徹底し、県民満足度を向上させる「行政のデジタル化」を推進している。

本業務委託では、クラウドサービス（kintone 等）を活用して、業務所管課の職員が、迅速・柔軟に業務用アプリを開発・運用して、定型業務を効率化することを支援するため、操作研修動画の作成、開発ワークショップ及び相談会を実施する。

なお、kintone 等のライセンス調達は、県において別途実施するため、本業務委託の対象外とする。

2 調達内容

本調達の内容は次のとおりとする。

(1) 調達件名

クラウドサービス（kintone 等）を活用した業務用アプリの開発支援業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 調達の範囲

次の事項の調達に係る契約とする。

ア 操作研修動画の作成

イ 開発ワークショップ

ウ 相談会

(4) 予定数量

調達に係る予定数量は表1のとおりとする。

表1 予定数量

品名	数量
操作研修動画及び資料	一式
開発ワークショップ	3回
相談会	3回
上記説明会、研修の開催に係る資料作成・印刷等	一式

(5) 調達要件

ア 操作研修動画の作成

- ・ 初めて kintone を利用する職員が、kintone 及び連携サービスを用いて業務用アプリを開発する際に、基本設計の作成（どのような構成で、どの機能を用いてアプリを作成すればいいか等）や、標準機能を用いた操作方法等を習得することを目的として、職員が実際に kintone 等を操作しながら学習できる研修動画を作成すること。
- ・ 動画は、2種類の内容を作成すること。
- ・ 前述の研修目的を達成できるよう、研修（動画）内容の骨子を提案すること。
- ・ 上記操作研修動画の内容を説明した教材等資料を作成すること。
- ・ 動画及び資料は、職員が自由に無料で閲覧でき、閲覧可能期限を設けないものとする。動画の視聴するための環境は、県において用意する。
- ・ 操作研修内容については、県と協議のうえ決定すること。

イ 開発ワークショップ

①ワークショップの開催

- ・ kintone 利用希望業務（県の内部で把握している 71 業務）の所管課に対して、調査シートの作成依頼やヒアリング（電話、Web 会議等）等を実施し、業務の概要（全体工程、各工程の作業内容、作業実施主体等）や課題、kintone の利用に適した工程や連携サービスについて把握すること。
- ・ 所管課が作成する調査シートは簡易な形式のものとし、受託者は、同シートに加筆・修正する等により、把握した内容を整理すること。

②事前調査

- ・ 職員が、kintone 等を活用して、担当業務の効率化に有用な業務用アプリを実機操作しながら開発するワークショップを開催する。
- ・ ワークショップは、上記①で事前調査した業務の中から、業務内容や所管課の希望等を勘案し、県と協議の上、30業務程度を選定して実施する。
- ・ ワークショップでは、1回あたり10業務程度を対象とし、県が用意する会場及びパソコン、kintone 等を利用して、対面で実施することとする。
- ・ ワークショップの中で職員が質問したアプリ作成方法等については、可能な限りワークショップ中に回答できる体制を確保するとともに、回答できなかった質問には後日別途回答すること。
- ・ 職員が、ワークショップへの参加を通して、業務効率化に向けて業務用アプリの構築を進められるようなワークショップの実施方法（事前準備、事後対応を含む）、進め方、実施体制等を提案すること。
- ・ ワークショップで開発に取り組む業務は、事前に県が調査を行ったものを対象とする。
- ・ 開発ワークショップの詳細な進め方については、県と協議のうえ決定すること。

ウ 相談会

- ・ システム構築時に発生したアプリの構築やプラグインの連携等の相談対応を実施すること。なお、アプリの作成は対象外とする。
- ・ 相談会は、1回あたり6時間とする。
- ・ 実施方法は対面あるいはWeb会議、どちらでも可とする。また、Web会議のツールや相談会の開催場所の準備は県が準備するものとする。
- ・ 相談会の中で、可能な限り回答できる体制を確保するとともに、回答できなかった質問には後日別途回答すること。
- ・ 相談案件は、事前に県が調査を行ったものを対象とする。
- ・ 相談会の詳細な進め方については、県と協議のうえ決定すること。

(6) 実施体制

ア 構成

- ・ 業務従事者は、本業務の遂行に必要な業務知識、技能及び経験を有し、サイボウズ株式会社が認定する kintone 認定資格のアソシエイト以上、または同等の能力を有すること。
- ・ 本調達要件を実現するための実施体制を提案すること。

イ 選任

- ・ 受託者は、本業務の遂行に必要な業務知識、技能及び経験を有する業務従事者を選任し、速やかに業務従事者の経歴及び能力その他必要な書類を提出し、了承を得ること。

ウ 変更

- ・ 業務従事者が業務の円滑な遂行が困難であると県が判断した場合は、県は受託者と協議の上、新たな業務従事者の選任を求めることができる。受託者は、受託者側の事情により業務従事者を変更する場合は、変更する日の2週間前までに県と協議すること。また、業務従事者の変更を行う場合は、受託者は引継書を作成し、十分な引継ぎ、トレーニングを行い、業務に支障を来さないようにすること。

(7) 調達方法

企画提案コンペ（プロポーザル）

(8) 概略スケジュール

本調達に係る概略スケジュールは図1のとおりとする。

操作研修、開発ワークショップ、相談会の実施時期は、概ね図1の通りであるが、県と協議の結果、変更となる可能性がある。また、具体的な実施日程は、県と協議のうえ、決定すること。

図1 概略スケジュール

工程	令和5年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
研修内容（資料）作成			▶									
操作研修動画の作成				▶ 1本目		▶ 2本目						
ワークショップ準備 （業務ヒアリング）			▶									
開発ワークショップ				▶ 1回目			▶ 2回目		▶ 3回目			
相談会						▶ 1回目		▶ 2回目		▶ 3回目		
プロジェクト管理			▶									

(9) 納入成果物

本サービスの提供に関わる成果物については、次に掲げるものを、納期までに納入し、県の検収（検査）を完了させること。

- A) 本サービス一式
- B) 本サービスに関わる各種ドキュメント（表2のとおり）

表2 納品ドキュメント一覧

納品ドキュメント名	納品形態	提出時期
①事業実施計画書 ・作業計画、工程表 ・体制表	電子媒体	事業の着手前
②操作研修資料 ・利用者向け操作資料 ・研修動画	電子媒体	操作研修終了後
③事業実施報告書 ・実施計画書 ・実施報告書	電子媒体	随時
⑤その他 ・各種会議の議事録 ・各ドキュメントの更新版	電子媒体	随時

ア 作成上の注意

- ・ 納品に必要な資材は、受託者において用意すること。
- ・ 電子媒体の表面には収録内容を簡記すること。
- ・ 電子データは、Microsoft Office 2013以降で編集できること。なお、製品カタログや製品マニュアル等印刷物についてはPDF化すること。
- ・ 電子媒体（CD-ROMまたはDVD-ROMを1枚、USBメモリを1本）に編纂し、各1部納品すること。

(10) 納入場所

兵庫県企画部デジタル改革課

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁本庁舎第3号館12階

3 留意事項

(1) 秘密保持及び情報セキュリティ対策

ア 秘密保持及び個人情報保護

受託者は、本業務の履行過程で知り得た全ての情報について、本調達の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

なお、契約内容の履行の目的以外に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に県と協議し、承認を得ること。

県は、受託者に対し当該情報等について上記に定める守秘義務を負わせるものとし、受託者がその責めに帰すべき事由により当該守秘義務に違反した場合は、県は、受託者に対し損害賠償を請求することができるものとする。

秘密保持については、本業務完了後も存続するものとする。ただし、以下の項目に該当する場合は、その義務を負わない。

- ・ 県から開示を受ける以前に既に受託者が保有していたもの
- ・ 県から開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後公知となったもの
- ・ 法令の定めに基づき、権限のある官公署から開示を要求されたもの

イ 「兵庫県情報セキュリティ対策指針」等の遵守

受託者は、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとし、情報セキュリティ対策計画書を整備するなど必要な対策を講じなければならない。

県は、この遵守状況について、受託者に随時報告を求め、受託者の作業場所での確認を行うことができるものとする。

(2) 知的財産権の取扱い

ア 著作権等の帰属

受託者は、本業務で得られた成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条の権利を含む）を無償で県に譲渡するものとする。

なお、受託者は当該著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合には、本県と別に定める使用契約を締結するものとする。

イ 著作者人格権の扱い

受託者は著作者人格権を行使しないものとする。また、受託者は本業務で得られた成果物に受託者以外の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

ウ 成果物の使用

受託者は、本業務によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾するものとする。

エ 第三者の知的財産権の使用

受託者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については委託料に含むものとする。

オ その他

その他、本業務で得られた成果物の取り扱い及び知的財産権に関する事項については、県と受託者とで協議して定めるものとする。

(3) 契約不適合責任

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、県は受託者に対し、履行の追完を請求することができる。

履行の追完は、民法第 562 条第 1 項本文にかかわらず、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの方法による。

(4) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。